



様似町妊婦のための支援給付のご案内

令和8年4月1日から、妊娠期からの切れ目ない支援を行うことを目的として、児童福祉法に創設された「妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）」と、子ども・子育て支援法に創設された「妊婦のための支援給付」を一体的に実施します。

様似町では妊婦のための支援給付として、「妊娠届出時」と「新生児訪問時」の2回に分けて給付金を支給します。

【妊婦等包括相談支援事業（伴走型相談支援）】

保健師が①妊娠届出時、②妊娠8カ月頃（マタニティサークル案内時）、③新生児訪問時の3回にわたり面談を実施します。妊娠期から子育て期にわたり、切れ目なく妊娠・出産・育児のサポートを行います。

【妊婦のための支援給付】

✿ 給付の内容

区分	支給時期	給付額
1回目の給付	妊娠届出時	妊婦1人につき5万円
2回目の給付	新生児訪問時	子ども1人につき5万円

✿ 申請方法

- ・保健師による面談時に申請書を交付します。
- ・妊産婦名義の銀行口座に振り込みます。

※妊産婦本人以外の口座名義は指定できません

流産・死産等を経験された方、お子様を亡くされた方へ

流産・死産・人工妊娠中絶等を経験された方、お子様を亡くされた方も申請の対象となります。その場合は、医師による胎児心拍の確認や流産または死産の確認が必要となりますので、保健福祉センター保健師（☎36-5511）までご相談ください。